

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

|                   |                                             |
|-------------------|---------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 大分市<br>( 4 4 2 0 1 )                        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 野津原 1<br>( 竹の内「農林業センサス：竹ノ内」・矢ノ原・太田・今畑・田ノ口 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年9月3日<br>(第1回)                           |

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

## 【地域の基礎データ】

組織：集落営農組織… 2

中山間組織… 7

主な作物：水稻

- ・基盤整備が進んでいるものの、法面が大きい。
- ・農業従事者の高齢化及び後継者不足により、担い手が不足している。
- ・豊富な水と粘土質の土壌で、水稻に適している（畑作物には向いていない）。
- ・「美味しい米」として評判が良いが、資材費の高騰等により収益が確保できていない。
- ・鳥獣被害（イノシシ・シカ・アナグマ）がある。

## 〔竹の内・矢ノ原地区〕

- ・農業機械（田植え機・畔塗機）を共同利用している。

## 〔今畑地区〕

- ・畦畔に石が多く、草刈りの障害となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻の栽培を継続する。
- ・「地域の農地は地域で守る」を原則に、まずは地域内の若手農業者を育成する。  
それでも担い手が不足する場合は、地域外からの企業参入、移住者の呼び込みにて確保する。また、スマート農業の利用拡大により、効率的な農業を行う。
- ・「うまい米作り」への取組みを進め、担い手の確保につなげる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                        | 176 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積       | 176 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備は進んでいるものの、中山間地のため、法面が大きく、高低差がある。  
今後の実施予定なし。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

まずは地域内の若者を育成する。それでも担い手が不足する場合は、地域外から農業者や移住者を呼び込むことで確保する。

育成については、農業者の意向を踏まえながら、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|                                               |                                      |                                             |                                          |                               |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出             | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

### 【選択した上記の取組方針】

① 電柵等の対策をできる限り行っているが、効果は一時的である。

根本的な対策として、山に成り木（果樹）を植える等、「住み分け」の方法を模索する。

③ 担い手不足に対応するため、ドローンの利用拡大を図る。

⑨ 共同機械の利用を促進する。

⑨ 移住者について、家・農地・農機具をセットにした物件をPRし、農業がしたい人を呼び込む。

⑨ 美味しいお米をPRし、「もうかる米作り」に取り組む。

（案）ブランド化、イベント等での試食会の開催 等